

厚生労働省の取り組み

4 輸入食品の安全確保

日本は食料自給率が約4割の「食料輸入大国」であり、多種多様な食品が世界各国から輸入されています。厚生労働省では、検疫所（全国32カ所）において輸入食品の監視・検査を行い、輸入食品の安全性確保を図っています。

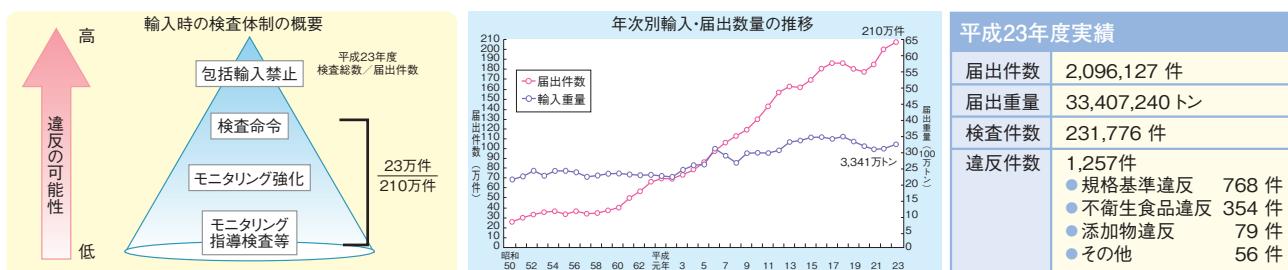
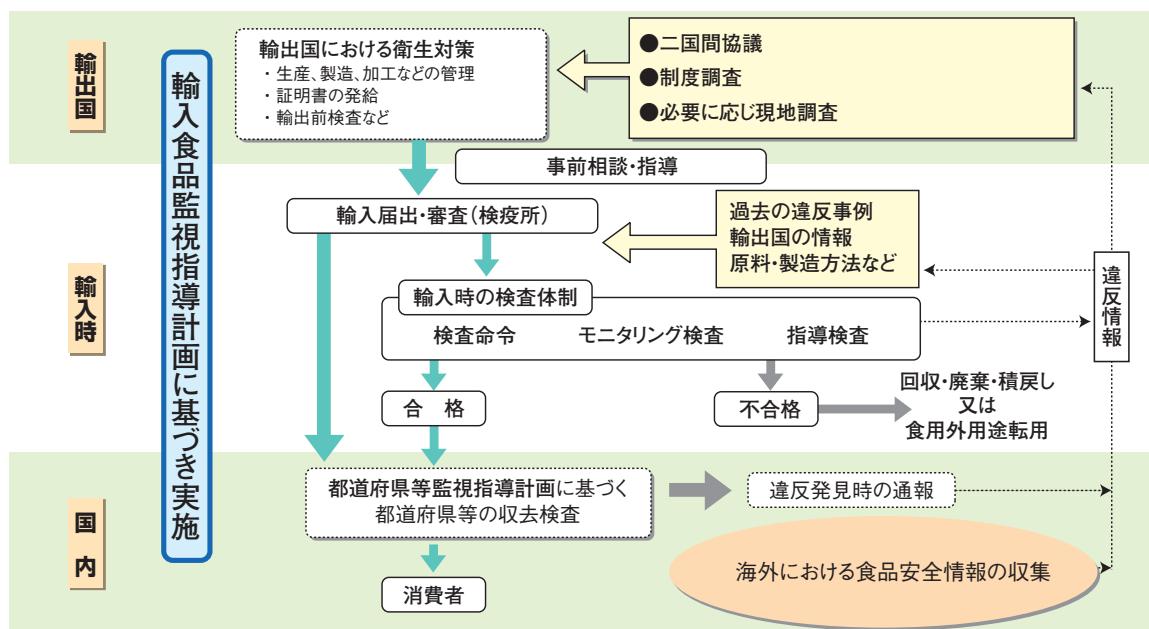
厚生労働省は、各地の検疫所で、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入される食品が食品衛生法に適合しているかどうかを確認しています。

確認した結果、食品衛生法違反の食品については、廃棄、積み戻しなどの措置を講じています。

「輸入食品監視指導計画」とは

多種多様な輸入食品を重点的、効率的かつ効果的に監視指導し、一層の安全性確保を図ることを目的として、毎年度定める計画です。

監視体制の概要



取り組み内容

食品等輸入届出書の審査	輸入者から提出される食品等輸入届出書を審査し、食品などの規格または基準をはじめとする食品衛生法への適合性について確認
検査命令	発がん性物質（カビ毒）の付着や病原微生物による汚染など、食品衛生法違反の可能性が高い食品に対して、輸入の都度検査を実施。検査命令の対象となる食品を輸入するためには、この検査に合格することが必要
モニタリング検査	多種多様な輸入食品の実態を把握することを目的として、残留農薬や動物用医薬品などの検査を実施